

平成24年9月4日

松戸市長 本郷谷 健次 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直

ご要望に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下「弊社事故」といいます。)により、広く社会の皆さんに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

また、貴市におかれましては、飛散した放射性物質の影響により、日々大変なご苦労をおかけしておりますことを、重ねて心より深くお詫び申し上げます。

さて、平成24年8月21日にいただきました「平成24年7月31日付け回答に対する要求」について、下記のとおりご回答申し上げます。

記

1. 放射能対策に要した費用の請求について(平成23年度)

弊社事故により地方公共団体さまに生じた損害につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が決定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」および「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)」を踏まえ、当社といたしましては、下水道事業、水道事業などに関する損害賠償への取り組みを進めてまいりました。

今後につきましては、下水道事業、水道事業に関する損害に対するご請求対象期間の平成24年3月までの拡大、および一般廃棄物処理事業、し尿処理事業に関する損害に対する賠償金のご請求受付を9月上旬から進めてまいる所存です。

これにより、平成24年6月28日に貴市よりいただきました「放射能対策に要した費用の請求について(平成23年度分)」に記載されております「焼却灰対策費:約1.1億円」等がご請求いただけると考えております。

ご請求にあたりましては、新規にお申し出をお受けする一般廃棄物処理事業、し尿処理事業に対する説明会を8月30日に開催させていただきましたが、ご請求項目に対する各種証明書類のご用意など、お手数をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、賠償金のお支払い時期につきましては現時点でお約束はしかねますが、速やかなお支払いに向けて鋭意進めてまいる所存でございます。

また、上記以外の項目につきましては、本年中を目途に今後のスケジュールなどをお示ししたいと考えておりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2. 放射能問題に対する要求

(1) 事故の原因者として、市民に対して謝罪すること。

弊社事故による放射性物質の飛散などの影響により、松戸市民の皆さまには、風評被害をはじめ、ごみ焼却による放射線量の高い焼却灰の置場や除染対策など多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。誠に申し訳ございません。今後もあらゆる機会を捉えて、お詫びをさせていただく所存でございます。

また、弊社といたしましては、事故の当事者であることを真摯に受けとめ、被害を受けられた方々の目線に立った親身・親切な賠償を着実に進めると共に、福島第一原子力発電所の安定状態の維持および着実な廃止措置の実施などに全力で取り組んでまいります。

(2) その謝罪の気持ちを市民に分かり易く示すこと。

弊社では、カスタマーセンターに加え、今回の事故に対する賠償の請求を含めた様々なご質問やご意見などを承るコールセンターを年中無休で開設しております。

また、貴市内にお住まいの方々などにもご要望に応じて訪問させていただき、賠償が円滑に進むよう対応させていただいております。

一例を挙げますと、貴市の農業従事者の方々へ6月下旬に「風評被害による賠償請求説明会」を開催させていただき、直接お話しをお伺いしております。その後、個別のご質問などにも訪問などさせていただきながら、賠償を進めている状況でございます。

今後につきましても、今まで以上に皆さまが直面する困難な状況を十分に認識し、事故の当事者として真摯にお話しを承りながら取り組んでまいる所存でございます。

以上